

共立女子大学・共立女子短期大学全学教育推進機構規程

（設置）

第1条 共立女子大学学則第3条の3および共立女子短期大学学則第3条の2に基づき、共立女子大学および共立女子短期大学（以下、「本学」という。）に、共立女子大学・共立女子短期大学全学教育推進機構（以下、「機構」という。）を置く。

（目的）

第2条 機構は、学生のキャリアに結実する教育に繋げるための組織的取組に責任を持ち、3つのポリシーに関連する各種教育活動に関する方向性を定め、全学的な教育の改善及び充実に目的とする。

（業務）

第3条 機構は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- （1）ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに関すること
- （2）全学的なカリキュラム・マネジメントに関すること
- （3）授業および履修の各種制度に関すること
- （4）教養教育科目および免許・資格関連科目の方針に関すること
- （5）キャリア教育の方針に関すること
- （6）リーダーシップ教育に関すること
- （7）SD・FDの方針に関すること
- （8）授業支援の方針に関すること
- （9）学修支援の方針に関すること
- （10）その他全学的な教育の改善及び推進に関すること

（機構長）

第4条 機構に機構長を置く。機構長は機構の業務を統括する。

2 機構長は、学長が理事長に推薦し、常務理事会の議を経て理事長が任命する。

3 機構長の任期は、学長の在任期間とする。ただし、学長が辞任した場合又は欠けた場合は、後任の学長が就任する日の前日までとする。

4 学長が新たに選出された場合、機構長候補者の推薦は次期学長予定者が行う。

（機構員）

第5条 機構に機構員を置く。機構員は機構の業務を担当する。

（センター）

第6条 機構の下に下記のセンターを設置する。

2 機構に共通教育センターを置き、第3条第1項第4号から第5号に定める業務を所掌する。

- 3 機構に高等教育開発センターを置き、第3条第1項第7号から第9号に定める業務を所掌する。
- 4 機構にリーダーシップ教育センターを置き、第3条第1項第6号に定める業務を所掌する。
- 5 各センターの運営に必要な事項は別に定める。

(全学教育推進機構運営会議)

第7条 機構の総合的な運営を図るため、機構長の下に全学教育推進機構運営会議を置く。(以下、「運営会議」という。)

2 運営会議は、次の者をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 機構の下に設置する各センターの長
- (3) 機構員
- (4) 大学事務部長
- (5) 大学事務部課長
- (6) 機構長が指名する教員および職員 若干名

3 任期は職制による者以外は1年とする。ただし、再任を妨げない。任期中に退任した場合の後任者の任期はその残任期間とする。

(事務)

第8条 機構に関する事務は、大学企画課が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て理事会の承認を得るものとする。

附則

この規程は、2022（令和4）年4月1日より施行する。

附則

この規程は、2023（令和5）年4月1日より施行する。